

第5 各種申請等について

1. 附置義務緩和申請について

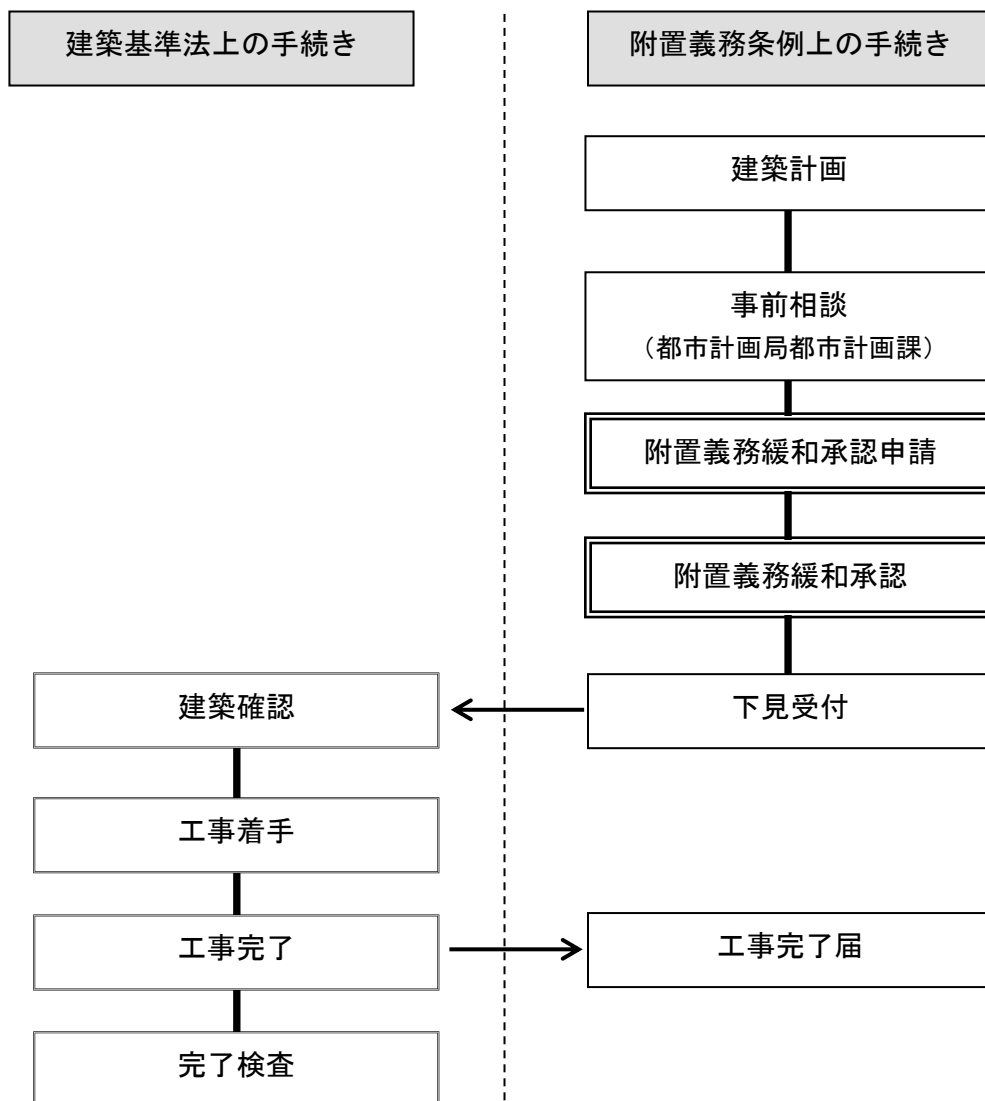
鉄道駅と地下通路又は上空通路等で接続する建築物で市長の承認を受けたものについては、条例第3条第3項の適用により当該建築物の延べ面積に 0.8 を乗じて得た値で附置義務台数を算出することができます。

(1) 承認に必要な条件（いずれにも該当）

ア．建築物の敷地が、駐車場整備地区、商業地域又は近隣商業地域内に位置すること

イ．建築物が鉄道駅まで地下通路又は上空通路等で接続することにより、駐車施設の需要を低くする措置がなされた建築物であること。

(2) 承認及び建築行為の手続きの流れ



※申請から承認までの間に約2週間必要です。

(3) 承認の申請に必要な書類

条例第3条第3項の適用を受けようとする場合は建築確認申請前にあらかじめ市長の承認を得る必要があります。(条例第3条第4項、規則第2条第1項)

・附置義務緩和承認申請書 3通 (このうち、2通は写しでも結構です)

・附置義務緩和承認申請書の添付書類 各3通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	鉄道駅管理者等との協定書 (写し)		
2	付近見取図	1/5,000 以上	
3	配置図	1/300 以上	予定建築物
4	各階平面図	1/300 以上	予定建築物
5	断面図	1/300 以上	予定建築物
6	立面図	1/300 以上	予定建築物

※番号2～6の各図面に明示すべき事項は、規則別表第1に記載のとおりです。

(4) 承認について

- ・申請内容を審査し、基準を満たしている場合は、承認条件を付して附置義務緩和承認書2通をお渡しします。(この2通は、建築確認申請の正副に綴じてください)
- ・基準を満たしていない場合は、その理由を付して通知します。

附置義務緩和承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所

（法人にあっては事務所の所在地）

氏名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 3 条第 4 項の承認を受けたいので、同条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

接続する鉄道 駅等の概要		鉄道駅名称				
		位 置	区		丁目	
		備 考				
当 該 建 築 物 の 概 要	敷 地 の 位 置		区		丁目	
	敷 地 面 積		m ²	主 要 用 途		
	地 域 ・ 地 区		駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域			
	延面積（概ね容積対象面積）		特 定 部 分	非 特 定 部 分	計	
			緩和前	m ²	m ²	m ²
			緩和後	m ²	m ²	m ²
	附 置 義 務 台 数	緩和前	台	設 置 台 数	台	
		緩和後	台			
工 事 着 手 予 定		年 月	工 事 完 了 予 定	年 月		
代 理 人		住所				
		氏名 印 TEL				

注）申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

附置義務緩和承認書

大阪市指令都計（駐緩）第 号
年 月 日

（申請者）

住所

氏名

様

大阪市長

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第2条第1項の規定により 年 月 日付けで申請のあった件については、次のとおり承認します。

（承認条件）

1. 添付している申請内容について承認する。
2. 申請建築物が存続する限り、鉄道駅施設等との接続を継続し、適正に維持、管理すること。
3. 鉄道駅等との接続が不可能となったときは、緩和前の附置義務台数を、やむを得ない場合を除き敷地内に確保すること。

注

備考 注の部分にこの通知書記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。